

	車種	平成27年3月31日までに 最初の新規検査を受けた車両(A)	平成27年4月1日以後 に最初の新規検査を受けた車両(B)	最初の新規検査から13年 を経過した車両(C)
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
	四輪貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円

(A)平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、最初の新規検査から13年を経過するまでは、表の(A)の税額です。
(例:平成20年度中に新車として購入した車であれば令和4年度に税額が引き上げられます。)

(B)平成27年4月1日以後に新車を購入した場合、最初に到来する4月1日に属する年度からそれぞれの車種に応じて表の(B)の税額となります。

(C)最初の新規検査から13年を経過すると、重課税率が課されるため、表の(C)の税額まで引き上げられます。
(例:平成27年度中に新車として購入した車であれば、平成28年度から表の(B)の税額となり、13年経過後の令和11年度から表の(C)の税額に引き上げられます。)